

誓 約 書

年 月 日

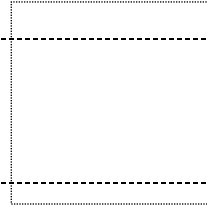
福 山 市 長 様
(南部地域振興課)

【申 請 者】

所 在 地

名 称

代 表 者 名



実 印

(角印等を使用する場合は、押印すること。)

(仮称)福山港輦地区交流施設の利活用に関するプロポーザルに参加するにあたり、福山市契約規則(昭和41年規則第13号)その他関係法令を遵守し、次に掲げる事項について誓約します。

万一違反する行為があったときは、参加資格の取消処分を受けること、また、契約後の場合は本業務に係る契約の解除又は解約、及び違反によって福山市に生じた全ての損害を賠償することに異議を申しません。

- 1 本件プロポーザルの参加申込に当たり提出した添付書類を含む全ての書類は、真実に基づいて記載したものです。
- 2 次のいずれの者にも該当しません。
 - (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第15号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2)民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てを行っている者(再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
 - (3)この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
 - (4)福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
 - (5)国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
 - (6)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで及び第6号の規定に該当しない者であること。
- 3 本件プロポーザルに参加するに当たっては、企画提案、契約及び提案内容実施等に係る関係法令及び諸規定を遵守し、誠実にこれを履行します。
- 4 本件プロポーザルへの参加及び契約に関して知り得た情報を機密情報として扱い、他の目的への使用並びに第三者への開示及び漏洩をいたしません。
- 5 納付すべき市税については滞納しないことを誓約し、納付状況について調査されることに同意します。